

西宮市開発審査会幹事設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第1項の規定により設置する、西宮市開発審査会(以下「審査会」という。)の運営を補佐する幹事について、必要な事項を定める。

(幹事)

第2条 幹事は、別表第1のうちから市長が任命する。

2 幹事は、委員を補佐し、審査会で審議する事項に関して、必要な資料の提供、助言を行う。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ、あらかじめ市長が指名する代表幹事が招集し、主催する。

2 幹事は、事故その他やむを得ない事由により、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を代表幹事に届け出て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第4条 幹事及び会議の庶務は、建築調整課において行う。

(その他)

第5条 前各条に定めるもののほか、幹事及び会議の運営に必要な事項は、その都度、代表幹事が定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

建築・開発指導部	部長
開発指導課	課長
開発審査課	課長
建築指導課	課長
建築調整課	課長
都市計画課	課長
景観まちづくり課	課長
農政課	課長
産業振興課	課長
福祉のまちづくり課	課長
保健総務課	課長